

第四章 災害

第一節 藩政時代

災害は、風水害、旱害、冷害、震災等が主なるものであるが、記録によれば藩政時代には、風水害にしても大規模な家屋の流失、人畜の死傷等はほとんどなかったようである。多くは山崩れによる埋没、たまたま川沿いの地に建てられた家屋の流失、浸水がまれにあった程度である。

一 寛延三年の冷害と水害

「高知県災害異誌」には、『四月大雨洪水、近県記事なし』とあるが、三原郷大庄屋が郡代へ差出した報告には「私支配郷中今春（註、寛文三年）麦作、先去寒風（冷害）在、子麦分（小麦か）過半の痛（損失の意）相見申候。就中宮の川並に本村（袖ノ木）土地大痛仕候。宮の川村中麦地（作付地）一町二反歩程麦作無立毛」とある。

また同年四月十三日の洪水被害の状況について大庄屋から報告したものを一表にまとめてみると次のとおりである。

事項	災				害				状				況
	水はき箇所	井堰破損	小堰破損	石垣破損	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	
村名	水はき箇所	井堰破損	小堰破損	石垣破損	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他
下切村	十五代	四ヶ所 長二十間 ける	十一ヶ所 長十八間 きる		田役普請所二ヶ所 長十八間破損								
龜ノ川村	二反一代	九ヶ所 長五十二間	十五ヶ所 長二十三間		溝台一ヶ所 六間崩								
広野村	四十七代		十四ヶ所 五十六間		溝台一ヶ所 四間土堤切れ								
袖ノ木村	一反二十代		九ヶ所	長九間	杭桁流失 二十七間 川添地は作り土流失								
宮ノ川村	二町八反	三ヶ所 長十五間			川添杭桁流失 六百六十間 御役普請所三ヶ所 十八間								
来栖野村	水押大破 五、四反			石堤三ヶ所 三十一間	溝節土砂入六ヶ所 長十六間 溝台全部土堤四間								
皆尾村	二反九代	五ヶ所 長三十八間			溝台二ヶ所 長十一間 土堤五ヶ所 八十五間崩れ								
下長谷村	一町三反十八代	四ヶ所 長三十七間		一ヶ所 長八間	土堤長 十間一ヶ所崩れ								
上長谷村	三反四十四代												
狼内村	一反六代			三十三間	溝台 二十五間破損								
合計	十町七反十代	二十五ヶ所 長百六十二間	九十七ヶ所余	八十二間									

二 安永八年の洪水害

「高知県災害異誌」に『七月二十二日―二十五日大雨洪水、天神の森、役地堤切れる』とあり、また小八木文書「芳井邑諸記録」には『藤ヶ駄場用水閘（堰）安永八年亥七月廿三日ノ洪水ニ流失致シ、云々』とあるが、詳細な記述はない。

三 天明の災害

「さて今年春のほどより夏に至り淫雨やまず、諸国洪水の患少からず、さが中にも伊予、土佐の地は別て風雨激しく人畜、田畝水患にかかること多し」（高知県災害異誌引用「徳川実記」）とあるが、大庄屋日記（生城文書）には

天明元年、二年（一七八一、一七八二）丑寅二年引き続き田畑大損毛^{（三年）}卯春大困窮、三原郷より御救願二百六十人御詮議の上救助米被遣候、男七勺、女五勺、吉米一升代九十六文替、四月五日より麦所務仕麦飯も尽年、丑八月廿八日又々大水出で村々にて苧稻過分流失仕御改の上御買物三十五分引、寅年より三年割払被仰付仕候。寅御買物未^{（天明七年）}迄御郡作配月延米百五十石代六十匁替二月払被仰付候。御算用相済右代卯年取立指^{（天明七年）}間八月払御願仕候。卯の麦、早麦宜しく突入候所生麦皆無と相成卯六月七月大困窮米八十八文、大麦五十五文宿毛町相場

とあり、天明初年数年間の水災、不作によりついに御^{（宿毛）}救米を願い出る仕末となり、年貢米は割払いを許されたが、水害に次ぐ凶作のため米麦は高騰して宿毛町相場で米一升八十八文、大麦一升五十五文になったと嘆じているのである。

天明の大洪水に関する今一つの記録として上掲小八本文書「芳井邑諸記録」がある。

天明元丑歳十月洪水ノ破損処見分積リノ役人矢野川茂兵衛、竹村義左衛門三原郷廻動致ニ付(キ)

芳井村の被害状況も「次手」に見分けられたき旨大庄屋生城愛衛門から頼み込んで検分をもらうこととなった。そこで翌天明二年正月

御貢物代官廻動有(キ)袖ノ木邑ニ止宿致シ芳井邑組頭ヲ御用有之間マカリ出候エト申越組頭代本助袖ノ木邑代官ノ旅宿ニ罷出ケルガ御用ノ条へ去丑八月廿三日流失致シタル稲御詮議有(キ)旨ヲ組頭ニ申渡

され、詮議の結果、流失した稲束を米に換算して三石一斗九升八合七勺とし、その六割を三ヶ年賦をもって割戻しをしてもらうこととなった。

四 安政六年の旱害

安政六年(一八五九)宮ノ川村に大旱魃があり、五十日以上におよぶ日照りのためにわかには新井戸を掘るなどして応急策を講じたが、田方用水は万偏なく行き渡らず、被害甚大で百姓の困憊はその極に達した。古来宮ノ川村と袖ノ木村は水不足の土地柄で、日照りの際の田方用水配分については古い慣例があったが、宮ノ川村では書き物としては残されていなかった(安政六年の「田方用水賦定書」に、『田方用水賦方之義者仕例も有之といふ』とも性来共書物等無只老人之口伝ヲ以分ケ来リ居候、云々)とある。袖ノ木村には天保七年(一八三六)閼地割替えに際して改訂した「用水申合定」なるものがあるので、それ以前から文書により用水配分の方法が示されていたものと思われる。右「用水申合定」には次のように記されている。

一、落水 一晝夜六日目ニ一夜一日落ニ定

一、竹カ谷水 右同断

一、大谷水 右同断

右ノ内水 三日目ニ一夜一日小切ニ取ル定

一、イハカ谷 水半分仁沢へ取ル定

一、落シ水受時へ(以下読めず)

地割(註 閼地割替)年数来四年々寅年迄テ六ヶ年ト定

(以下略 東勝太郎氏書写本)

五 旱害対策

(一) 溜池と「田方用水賦定書」ならびに「水帳」あるいは「水憲法」

旱害は、郷内いたる所にあった訳であるが、特に宮ノ川村と袖ノ木がはなはだしかった。これはその土地柄によるもので、両村とも河川に流水の見られるのは相当大きな降雨があった後の数日間に過ぎないのが通例である。そこでその恒久対策が古くから講じられ、溜池を造ったのも郷内ではこの二ヶ村だけであった。その用水方法についても上記袖ノ木村の例があるが、なかならず安政六年の宮ノ川村の「田方用水賦定書」は、溜池利用の用水配分法を詳細かつ嚴重に規制した重要な記録である。

正徳六年(一七一六)の大庄屋差出書によると、宮ノ川村には当時二ヶ所に大きな溜池があったとあるが、この二ヶ所の溜池が今に残る「奥づけ池」(上ミノ池)、「下づけ池」(下モノ池)の二つであるかどうか解らない。その後、小の溜池が所々に構築され、明治初年頃までは「奥づけ池」の下も手に約三畝歩ばかりの新池があったが、

後田圃に改造され、今「新池トコ」と呼んでいる(宮ノ川故老の談話)。「田方用水賦定書」に規制する溜池のほかにも、前述のように中、小の溜池が構築され、個人経営の小規模のものは大は一、二畝位のものから小は鹽位のものまで一時は三、四十ヶ所もあったといわれる。大正期にくだつてからも県費の補助を得て新池を開鑿する者があり、これらの溜池の中には現在も活用されているものがある。

さて、宮ノ川村の溜池利用の方法は「田方用水賦定書」に細かく規定されているが、その元となるものは溜池である。故老の談話を基として溜池の取水口を图示すると大体下のようになるであらう。

備考

一、右の図は奥づけ池の水の取り口を設置した土堤の横断面を示すものであるが、すべて寸法は無視した。
二、奥づけ池の木栓は全部で十四箇(下づけ池は十二箇)、最下位の十四番栓を特に「枕栓」と呼ぶ。

濁水が始まると、一番栓から順次抜いて行って枕栓におよぶのであるが、枕栓を抜くまでに濁水がはなはだしくなれば、枕栓を抜いた水は最上部の田にしか水をあてない。

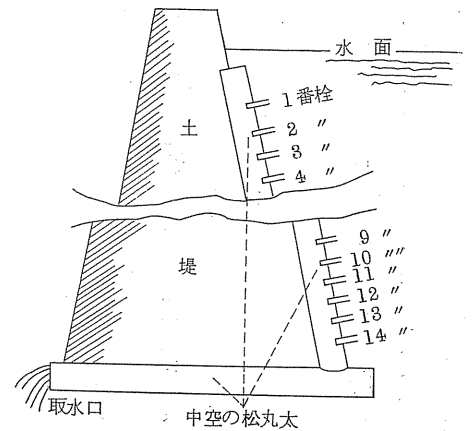
溜池から溝(水路)に流れ出た用水は、田圃の広狭に応じて「切形」によって配分する。切形は厚板に、ちょうど駒下駄の齒の形に凹凸を幾つか切り込んだもので、大切形と小切形の二種類がある。大切形は大分け用で小切形は小分け用である。古老の伝承するところによると、小切形の数は全部で十六箇と端数七分五厘のもの一箇、計十七箇であったという(圃地の項参照)。切形の凹部の切り込みは、深さ一寸、幅は大切形七寸、小切形二寸が定法といわれ、早魃の程度に従って凹部を閉め、あるいは開いて水量を調整する。また廻り水の場合は一定時間開閉して相互に譲り合う仕組みである。実物を示しての解説でないから説明不十分のそしりを免れまいが、左に安政六年の宮ノ川村「田方用水賦定書」の全文を掲げておくのでそれによって詳細を知悉されたい。

覚

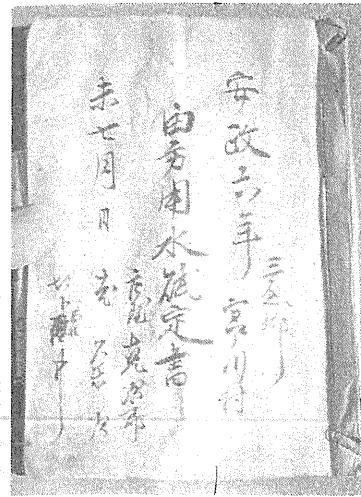
三原郷宮ノ川村之義用水払底之処柄ニ而夥敷日損毛(註 早書)ニおよひ百性共当惑至極いある処有時今安政六未年稀成(註)甲魃日数五拾日余之日照ニ而俄ニ新井戸掘り昼夜汲取相用候得共中々行届不申無 抛日損ニおよひ誠ニ以当惑至極ニ存候 然ニ田方用水賦方之義者仕例も有之といふども性来共書物等無之只老人之口伝ヲ以分ケ来リ居候処百性之内にも心得違 之者有之不法之用水取受ケ水論等出来候時者全人 畢く掛リ可申哉且同所ニおめて抜群之過不足ニ相成リ可申訳ヲ以地下 役中不残百性一同呼寄セ同年七月十六日衆評之上決議いふし古例新キ共評定ヲ以帖面ニ相記置可申候 若勿々心得違之百 性共用水分様ニ而水論等出来候而地下役手許へ届出候時者此帖面ヲ以取扱双方納得為致 蓄置之用水相用へ候時者人氣 不懸日損之愁も成丈しのぎ可申よう存居候 附り 田方用水賦之場所敷多有之故定書之外ニ而水論出来候而地下役ニ取扱被仰付候廉也此帖面ニ結おくヲ以書記 往々相行可申仍而定書左ノ通

田方用水定書之事

- 一、城主ダヨリクボノやしきまで大切形下モノ池ヲ用ル間ハ上ミノ池センヲヨコニうたす管尤切形一ツ半下モへ流ス下モノ池水なしに相成候時者大切形惣明キノ定メ也
- 一、やねぞへの方々(註 小切形)ハ下モへ四ツ分ケ之管三角之方ハ下モ三ツ分ケノ管
- 一、やね添名へへ老歩まし内老歩五厘正分行
- 一、カンタ名之分式歩まし之定
- 一、なみぎのうら右同断
- 一、後口ダ老歩之まし

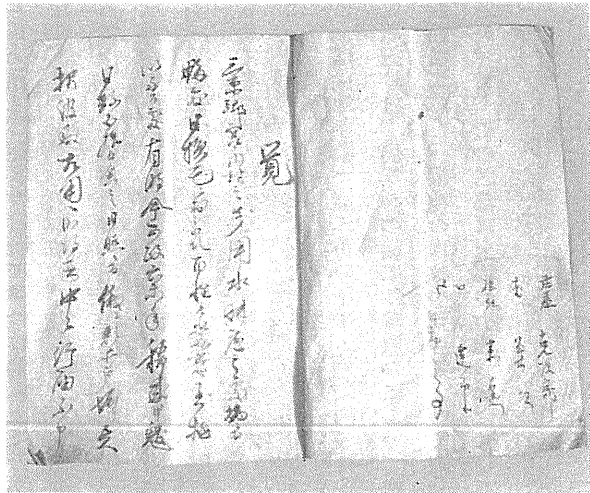


- 一、古川中地五歩 但番水になり候時者遣しおく管
- 一、やね添切形 小切形迄老歩まし 但中地へ遣ス管
- 一、家ノ前北三反ノ残り水田方新田へ落ス管 尤弘左衛門扣之中地畑勝手ヲ以田方ニ以ヌス時水払底ニ相成者真中へアゼヲ以ヌシ東ノわり通シ水西ノわり遣シ不申管也 扱又同所切形之事給田残りへ老寸落ス夫より円蔵寺へヲトス 城主田長そり迄行次第流ス定也 佛ノハな一寸之切形コミダ道ノ下タ式升まき右同断
- 一、野中水池ノせんヲぬき番ニ成る時者六ツわけニ切形ヲ以五ツ下モ一ツ中へ用ル管
- 一、まきノを里道ノ表ノ中地水堀切之管 尤樋ヲ懸ケ中地へ渡る右樋中地持主より仕入ヲ以相用ル定メ
- 一、まきノをく水中切レより流ダ上道ノ表迄通シ水ノ管
- 一、コラマキニセマテ下柳サハヨリ取管 同所給田之谷よりヒルタ迄通シ水ノ管 流タ角せまぢへハ用へ不申管
- 一、三ツ下ダバより口ノ谷迄ため水ノ定メ也
- 一、宮ノ越へ水者辻堂ニ有中地二タセまぢへカケキシノ下ヲトシ夫より下タヲトス行次第尤水通石上ケぬ管 但キシノ下タハセキ式枚也
- 一、トビキよりふるや迄通シ水 尤ふかたも同断也



田方用水賦定書(宮ノ川区 長場保存)

- 一、キシ下タノ水払底ニ相成候時者ふるや下モへ取ぬ管
- 一、宮ノ越カシ谷北ノ水者切形ニ相成候時者式ツ分ケ管
- 一、クロハサ宮ノ前ノ丸水夜ハ下モ昼者上ミ分遣ス管
- 一、本正分之水三ツわけノ定也
- 一、城タノ事、三ツわけ一ツ分山田迄式ツ分上六地藏へ惣流シ
- 一、ヨシノセ領知より廉田迄通シ水也
- 一、三反田之事、せきへ小土ヲ入ぬ定也 同所番四ツ分
- 一、鹿ノほり北路之事、ちどりみと水之管 尤水通石上ケぬ定也
- 一、同所南路右同断之定也
- 一、上ハやしき之丸之事、上ミ飛田へ通シ水切形四ツ分ケ



田方用水賦定書内容の一部

- 一、同所下タ三ツわけ管 但ツグロ分之水向キハ二ツわけニ而両方之中地へ行次第遣ス管
- 一、五反ダ之事、南キタ共水口ニ而大切形二ツ南ハ小分ケ切形之管也
- 一、渡リ上リ小使給田迄惣分へ懸ケル管也
- 一、イロ之事玉田迄本田新田中地共差別なし成丈相用ル管 尤□ニ本田へ行届不申時者格段其時詮議ふりヲ以本田共へ相用ル管
- 一、ノヲノギ之事、切形三ツわけ四斗石より上ハ高ノスヘヲトス 但コラマキ付キへハあてかい水之定也
- 一、下モ鹿之場大せまぢより丸タへ樋懸ケ相成不申
- 一、はいのきれ水高ノスへ樋懸ケ相成不申
- 一、上鹿之場新田共日照候時者夜受替之番尤コンソウノ水残ル処上ハセキヘヲトス管也
- 一、下モ大田水下タセキカ、リ三分ちどり水通之管
- 一、うつけ谷水 本田給知新田共三ツわけ二ツ分 本田給知一ツ新田 尤ちどりヲトシ之通し也

- 一、ミ子ガ谷之事 本田六歩新田へ四歩分ケ
- 一、大川田水 苗代之時者ナカレタ道表へも取管 但道表之水通大川田切形ノ表ヘヲトス定也
- 一、かんき石水口水引様之事、山ノ下中地へ三せまぢ取 尤をちだれかんき石ノ溝へナガス管也

新田中地共用水中合之事也

- 一、本田之頭ニ有新田中地共通シ水ニ而ヲトス 且下モニ有分ニ本田側之みと水ヲ其儘ヲ以行次第流シ遣ス管 尤新田中地扣主之者共本田水通へ手ヲ懸ケぬ申合せ也

(次の一項は明治六年六月追記されたものである。筆者)

一、家ノ前南シウド^{（森本）}通り水大平嶋吾扣より原寅吉畑ケ田へ落ス管 旧庄屋付地通り水森本弘右衛門扣畑ケ田へヲトス管
右者此度用水ニ付故障申出候ニ付詮議ノ上如斯及作配候也

明治六年六月

肝入 矢野 今作

森本 久吉

世話係 沖 正重

村用係 新谷 重義

この「田方用水賦定書」は管に與つげ池（上ミの池又は野中池）、下つげ池（下モの池）の水の使用を規制するだけでなく、宮ノ川村全域の谷水、川水について規制したものであることは前記各字名によって明らかである。

ところで上下両池の用水の利用方法は、賦定書に記されているとおりであるが、これについては嘉永四年（一八五一）三月の「地割（註 闡地割）永代申合根居帳」及び矢野茂氏の談話を照合してみるとその大綱が判然とする。まず「割地永代申合根居帳」は、溜池用水利用に係る田地を十六組に仕分け、その各組には溜池に無関係の田地をも含めて各組共大体九石二、三斗から九石六、七斗の石高となるように組み合わせてある。これを五年あるいは六年に一回闡取りによって互に交換して耕作するのであるが、溜池の水利権はもちろんこの闡地に附いて廻る訳で、たとえば「地割帳」第二番の庄平・達次兩名控地の「クボヤシキ 壹反 壹石四斗」（溜池掛り地）ほか九筆、石高計九石三斗は、何年かの後には闡取りによって誰かほかの者によって耕作すると云う仕組みである。次に矢野茂氏の談話によると、溜池の水は小切形によって細分するのであるが、小切形の凹部すなわち切り込み部分の幅二寸、深さ一寸で、この凹部は全部の小切形を合計して十六箇と七歩五厘（幅二寸の七歩五厘、すなわち幅一寸五分の凹部一箇）で全面積へ配分する。すなわち凹部の実数は十七箇となる訳であるが、嘉永四年地割根居帳の溜池関係の小字数も正しく十七字である。この小字をさらに「くぼやしき」（註 現在宮ノ川部落公会堂前横道以南）、「なみ

ぎ」（註 同上以北）、「正分」（註 「やね添え」と「三角」及び「城主田」の四組にまとめる。各組から一年交替で池番を選出し、池番は常に気象状況に注意して池の栓を抜かねばならぬほどの日照りが続いた時に指令をして栓を抜かせる。

切形使用方法の一例を示すと、前掲賦定書の第二項に

一、やねぞへの方タハ下モへ四ツ分ケ之管三角ノ方ハ下モ三ツ分ケノ管

とあるは、正分丸―正分団地の切形使用の方法を定めたもので、「やねぞへ」の切形（小切形）は凹部五ツで内四ツ分の水を下モへ落し、「三角」の小切形は凹部四ツノ内三ツ分の水を下モへ落す、というのである。早魃の程度によって切り込み（凹部）をふさぎあるいは開いて水の流れを調整する仕組みである。

柚ノ木、宮ノ川に限らず郷内各村とも日照り続きの時には大なり小なり水不足をきたしそれは現在と大差はなかったであろう。こうした際に処するため各村にそれぞれ用水方法を定めた帳簿を備えており、これを「水帳」あるいは「水憲法」などと呼んでいた。規定事項の一、二を示すと、堰関の上方にある田の灌漑用に堰関裏の水を汲んではならない。乙団地の水枯れの場合は甲団地に掛る溝から水を引いても良い。旧田は新開き田に優先して水を取る。堰関の近くに井戸を掘ることを禁ずる等々である。

（二）掘り井戸

田の畦等に井戸を掘り、跳ね釣瓶で汲み上げていたが後年は車釣瓶に改造された。近年は発動機または電気モーターが使用され、跳ね釣瓶の詩情は遠い昔の夢と化したのが能率的である。消防ポンプを使用して一斉灌漑を行なうこともままあるが、こうなってくると、切形や水帖の次元を遙かに超えてしまった世界になったような気もするが、しかし切形も水帖もそのことごとくが生命を失ったのではない。

六 享保の蝗の害

稲作の虫害に関する記録としては、わずかに「芳井邑諸記録」に、享保十七年（一七三二）の蝗害がみられるだけである。

一、享保十七子歳一統（三原郷一円か）凶年ニテ蝗虫稲ヲイタメ稲不熟 此歳ハ實物上納セズ小八木兵左衛門知行所（芳井邑）秋作皆無ニテ年貢不納 公儀ヨリ御米貳拾石中邑（村）ノ御蔵ニテ拝領ス
 一、享保十八丑ノ春芳井邑種籾無之（前年蝗虫害のため）芳井邑組頭弥五八ヨリ中邑御郡方ニ願出種籾無之芳井村荒地ニ相成申スニ付何分種籾可被仰付ト訴訟申上種米（穀量既） 拝借仰付ラル 此時御郡方先遣ハ藤本佐左衛門也
 （註） 拝借した種米の数量を書きおとしている。

第二節 明治時代以降

一 明治九年の大風水害

明治九年（一八七六）の大風水害については、被害が甚大であったと伝えられてはいるが、具体的にこれを示す記録は残っていない。慶応二年有同村の百姓が貝ヶ森に開墾した田畑十数町歩も、この年の水害によりそのほとんどが流失したと伝承されている。

二 明治十九年の暴風雨

これも記録が残っていないので詳細について知ることができないが、筆者（この場合、生城）が幼少時代（七、八歳）の記憶によると、当時二、三年間は大きな台風が続いてあったと思う。ことに明治十九年のはその中でも最も強くて山野（当時は採草のための萱芝山が多くて毎年焼き払っていたため、森林をなさずところどころに松の独立木があった）の松はもちろん、神社の森や、その他に生長していた椎、松、桧などの大木が半折、根こぎ（土ぐるみ根と共に倒れた木）にされたのが多く、殆んど大木という大木は倒し尽されたほどであった。この様な状態であったから倒壊、半壊の家屋は無数であり、倒壊は免れても屋根を剥ぎ去られぬ家は皆無と行ってよいほどであった。

また降雨が激甚であったために各所に無数の山崩があり、川沿いの田地は表土の流失されたものはもちろん、いたるところに田地が深淵と化したのがめずらしくなかった。もとより堰、堤防の欠潰、破損の甚大であったのは事実であるが、その統計記録がないので詳説することができない。作物は田畑共極端な凶作であって村民の困窮はなほだしく、主食にあてるために山に「ツワブキ」の茎と葉を採りまた野では俗に「ホゼ」（まんじゅしゃげ）の球茎を掘り尽したほどであった。

なおこの災害の事後対策として各種の施策が講じられたが、宮ノ川区長場に保存する旧記に災害の実況とその対策がかなり詳細に記されている。

種籾料御給与願

幡多郡宮ノ川村

一金 四円参拾四銭七厘

此播種地反別 老町六反六畝歩(反当九升)、種籾 老石四斗四升九合(一石に付参円)

明治十九年十一月二十六日収量済

右は本年八月廿一より九月廿四日迄数回の暴風雨にて諸作物損傷就中稲作の如きは皆無同様については所有地総分の収量を以て租税を納むるに足らず依つて本年甲第十三号御達に基き御補助貸与出願目下戸長中の御検査相受け候種籾は勿論之無く忽ち向後仕付不相整 素より余力無之儀に付必至困難相極め候間特別御詮議の上前記の種籾料御給与相成度此段奉願候也

明治十九年十二月十日

幡多郡宮ノ川 井 口 長太郎[㊦]

高知県知事 田辺良顕殿

右願出之趣取糺候事実相違無之候也

明治十九年十二月十五日

戸 長 井 上 方 勝[㊦]

右願出に対する知事の認可指令書

庶乙第一一、二四一号

書面願之趣聞届候条該金受取方所轄郡役所へ可申出候事

明治廿年五月九日

高知県知事 田 辺 良 顕[㊦]

(附記)

右と同様の方法で宮ノ川村から種籾料給与願を提出した者は総計三十八名、出願石数二十九石六斗五升であるが、各人氏名は省略する。

また地租納付のための短期貸与金返納に関し

地租貸与金返納書

一金 老円五銭参厘

但し明治十九年度地租貸与金

前書金額貸与被成下正に受領仕候追つて備荒備蓄法施行規則に拠り該金返納仕候也

明治廿年七月四日

幡多郡宮ノ川村五十二番屋敷

矢 野 龜之助

高知県知事 田 辺 良 顕殿

同様地租貸与金を借受けた者四十三名で、返納金合計百九円十三銭である。

三 明治二十三年の洪水

稀有の洪水で、相当大きな被害のあったことは事実であるが、これも別に記録がないから詳説し得ない。ただこの洪水は台風を伴わなかったのと、季節が七月頃であったため、洪水に伴う井堰堤防などの決潰、川沿いの田地の荒廃による被害は甚大であったが、耕作物には大きな被害はなかったようである。

四 明治二十六・七年の旱魃と暴風雨

明治二十六年夏の五十余日におよぶ日照も、「古今未曾有」の旱魃として左記のように記録されている(宮ノ川区長場文書)。

種籾料御給与願

幡多郡三原村大字宮ノ川

一金 参円拾四銭四厘

此播種地反別 沓町六反拾貳歩(沓反に付九升)、種粃 六石四斗八合(沓石に付參門替)
 明治二十六年十月二十九日收量済

右は本年六月二十三日より八月十二日迄五十有餘日間古今未曾有の旱魃にて殊に当宮ノ川の饑は水量尤も乏しき土地柄なるを以て七ヶ所に溜池も有之候得共諸作物損傷夥たしく將た十月十四日は亦近來非常の暴風雨にて就中畑作の如きは皆無同様に候処就ては種粃は無餘無之忽ち明年の仕付不相整素より他に資財無之儀に付必至困難相極め候間特別の御詮議振を以て前記の種粃料御給与被下度此段奉願候也

明治二十六年十一月十二日

幡多郡三原村大字宮ノ川

金 澤 寛太郎

高知県知事 石 田 英 吉殿

右と同様の出願者二十六名、石数十三石五斗七升五合であるが氏名等は省略する。また翌明治二十七年の旱魃による地租金補助貸与について

罹災につき地租金補助貸与願
 一金 四円貳拾五銭

右は本年六月七日以降九月十日に至る迄降雨なく非常なる旱魃打続き殊に当地に在りては水量尤も乏しき土地柄なる故諸作物何れも枯傷せる折柄九月十一日には稀なる暴風に於て諸作物始め家屋巨木等吹き倒されし実況にて、就中畑作の如きは皆無同様に至り畑作の如きは普通には麦を以て主作とせるも当地に於いては甘藷を主作とする土地にして其被害も亦尠からず依て所轄村長の立会を受け総所有地の收量相調べ候所前記の地租金に不足を生じ他に納税するの資格なく殊更糊口にも差込み如何共相成らず困難相極め候に付前記の地租不足額補助御貸与相成度く別紙総所有地数量調べ一筆限りの仕訳書并に地租金不足額明細書相添え此段奉願候

明治二十七年十一月

宮ノ川 金 澤 寛太郎

高知県知事 石 田 英 吉殿

(別紙) 罹災に付地租金過不足明細書 (様式は便宜変更した)

所有地	反別	地租金	收量金	過剩金	不足金
田	七、九二三 ^反	三、二三八 ^円	〇、一二三 ^円		三、一一五 ^円
畑	一、七二〇	〇、四九六	〇、六〇二	〇、一〇五	
宅地	四〇〇	〇、一二〇	〇、一二〇		
薪炭林	六、一一〇	〇、〇一六	〇、一八〇	〇、一六四	
原野	七〇八	〇、〇〇一	〇、〇二〇	〇、〇一九	
総反別	一六、九二二 ^反	三、八七二 ^円	一、〇四五 ^円	〇、二八八 ^円	三、一一五 ^円

右の外他に所有地無之候也

この願書も二十六名から提出されている。

五 明治四十四年の暴風

八月十五日大暴風雨。下切三戸、柚ノ木二戸・宮ノ川一戸、下長谷一戸各家屋倒壊の被害あり。この暴風雨の被害に対し両陛下より高知県に対し一千二百円下賜、三原村への配分額六円六十八銭五厘、一戸当り九十五銭五厘を郵便貯金としてその通帳を各被害者に贈った(村会記録)。

六 大正五年の螟虫害

大正六年（一九一七）三月の村議会における村長の事務報告に、「而シテ昨年ハ螟虫ノ発生最モ著シクシテ為メニ往々収獲皆無ト云フベキ田地ヲ見タルニ（中略）何等ノ施設スルコト能ハザリシハ小職ノ最モ不満足トスル処ナリ」と記されている。防除対策に村は相当の指導を行なったが、これが徹底しなかったことを嘆いているようであるが、少々の石油を散布した位では駆除しきれない発生ぶりであったといわれる。農民の中には、不稔の立毛をそのまま放置して他県へ出稼ぎに出た者もあった、と故老の話である。

七 大正九年の大洪水

大正九年（一九二〇）八月十五、十六日両日の大洪水は、近代災害史中の最たるもので、みようによってはその爪牙の傷跡は今に至るも癒えきってはおらず、のみならずそれは将来に向っての大きな教訓でもあるといえることができるであろう。

大正十年三月二十六日、予算村会における前年度事務報告の冒頭において村長（岡本謙輔）は次のように述べている。

我村民何ノ罪カアル嗚呼天何ゾ我郷土ニ禍スルノ甚シキヤ 茲ニ大正九年度ノ事務報告ヲ為サントスルニ当リ、奮徒ラニ浩歎ヲ増スノミニシテ遂ニ筆舌ノ能クスル処ニアラサルヲ知ル、如何トナレバ大正九年度ノ事務報告ハ直チニ我村破滅ノ哀史ニシテ人生ノ最大悲劇ナレバナリ。

昨年八月十五日同十六日ノ洪水ハ実ニ我村ヲ破壊シ尽シテ一夜ニシテ数十有年ノ昔ニ退歩セシメヌ、況ンヤ哀哭ノ聲野ニ

満チテ慘澹タル悲惨事ハ到ル処演セラレシヤヤ、今其惨害ノ主ナルモノヲ記サンカ、昨年八月十五日午後三時頃ヨリ南方ノ雲黒ク起リテ降雨アリ、忽ニシテ大雨益々覆スガ如ク到リ、雷鳴連リニ起リテ午後五時ニ至レバ巴ニ山嶽崩壊シテ洪水汎濫シ、一望泥海ト化シテ橋梁ヲ流失シ、道路ヲ欠潰シ堤防ヲ破壊シ、田畑ヲ流失埋没シ降雨益劇シクシテ人家ヲ流失破壊シ或ハ埋没シ、翌早朝ニ至リテ雨漸ク止ム、而シテ十五日午後十二時頃ヨリ十六日午前二時頃ニ至ル間、出水尤モ盛ナリシガ如ク多クノ悲惨事モ亦尤モ多ク此間ニ演セラレシガ如シ、或ハ覆盆ノ雨聲耳ノ雷鳴中僅カニ電光ニヨリ山崩レテ辿リテ悲鳴ヲ挙グル父母妻子ヲ尋ヌルモノアリ、家ト共ニ摧ケテ即死シタル父母アリ、親子三人相擁シテ家ト共ニ流レテ行衛ヲ知ラザルモノアリ、愛児ヲ負ヒテ逃レントシテ半身ヲ崩土ニ没シテ悶死セル母子アリ、手足ヲ失ヒテ傷死セル夫アリ、一家ヲ拳ゲテ横死ヲ遂ゲタルモノアリ、家財ヲ失ヒテ身ヲ以テ逃レタルモノアリ、暗中途ヲ失ヒ進退谷マリテ一夜ヲ雷雨ニ叩カレタルモノアリ、恩愛ノ肉親ヲ失ヒテ獨リ傷痍ニ呻吟スルモノアリ、然ラザルモノモ亦食フニ食ナク着ルニ衣ナク、住ムニ家ナク稼グニ職ナク、輓クニ道ナク耕スニ土地ナシ、嗚呼呪ハレタル我村ハ禍ナルカナ、人生ノ悲惨事何物カ之レニ過グルモノアラシヤ

而シテ其結果ヲ調ブルニ死者十九名、負傷者十五名、牛馬ノ疰死四頭流失二頭、住家ノ流失十三戸埋没破壊シタルモノ六十戸、半潰ノモノ八十戸浸水家屋一百戸、非住家ノ全潰百戸半潰三十戸流失三十戸浸水四百戸、山林ノ崩壊シタルモノ約一万ヶ所、田地ノ流失埋没シタルモノ百十四町五反歩中十年以上ノ荒地免租地六十六町九反歩、畑地ノ荒廢シタルモノ十三町歩余、其他到ル処道路ハ流失埋没シ堤防ハ欠潰流失シ一望荒原連続シテ容易ニ復旧スベカラザルヲ思ハシム、云々
災害の、眼を被わしむるもの、これ以上の説明は蛇足であるが、この水害は特に高知西南部が激甚で、三原村の場合

- 一 せいぜい数時間の降雨で前代未聞の出水があったこと
 - 二 人畜の死傷、家屋の流失埋没は特に皆尾部落に多かったこと
 - 三 耕地の被害は西部三部落に最も多く、堤防護岸の欠潰は広野部落が最多であったこと
- 等が特徴とされる。

ところで「高知県災害異誌」には、この洪水による県下の被害状態について、「死者一八六、負傷三一、家屋全

潰三一〇、同半潰三四二、同流失一八五、堤防欠潰二八一、橋梁流失三五、幡多郡の被害は上記の九割位」とある。県下総被害の九割以上を占めた幡多郡内にあつて、三原村の被害は実の上掲村長の報告のとおりである。三原村の被害が、当時の民力に比していかに打撃の大きいものであつたかがうかがえるであろう。死者十九名の内訳は、皆尾十一名、下切五名、広野三名（うち二人は下川口の人）であつた（古老の談綜合）。

八 昭和十二年の水害

昭和十二年九月の大出水に関しては、村役場に災害土木復旧費補助申請関係書類が保存されている。それによつて公共施設の被害の程度を概観すると

護岸	一二〇k	関係耕地面積	五町八反
堤塘	七〇k		七町二反
水路	九五k		一八町五反
井堰	七ヶ所		二五町三反
橋梁	一ヶ所		一二町〇反
護岸	上長谷ローヤ	延長二〇k	工費三三〇円
	来栖野市衛堀田	同 二五k	同 三二二円
	皆尾中山	同 一〇k	同 二八〇円
	亀ノ川流田	同 二〇k	同 一四四円
	上長谷南ウヅシリ	同 一三k	同 二〇〇円

となつており、災害箇所施設の施設別内訳は次のとおりである。(註 Kは間の意であらう)

堤塘	丸田	同	二〇k	同	三〇八円
	成山下オンデ	同	一二k	同	九三円
	狼内大久保	同	三〇(k)	同	四五〇円
	宮ノ川スケタノ	同	二〇(k)	同	六六〇円
	同	同	二〇(k)	同	一三〇円
水路	広野下畑	同	二〇(k)	同	五三円
	同 河原田	同	一〇(k)	同	一五六円
	下切井手駄馬	同	一〇(k)	同	三二二円
	同 オンデ	同	三〇(k)	同	一八三円
	下長谷下ネビキ	同	五(k)	同	六円
	同 ハゼガセ	同	〇・五(k)	同	二五五円
井堰	柚ノ木下リ松	同	四(k)	同	二五五円
	同 岡本	同	四(k)	同	二五五円
	下切久セン駄馬	同	六(k)	同	三七〇円
	同 岡田ノ前	同	六(k)	同	三七〇円
	同 藤六	同	六(k)	同	三七〇円
	狼内屋敷地	同	四(k)	同	二五〇円
	下長谷安ヶ市	同	一〇(k)	同	四七一円
橋梁	上長谷三角田	同	三(k)	同	四八二円

九 昭和十九年の大旱魃

この年(一九四四)県は極端な晩奨励を強行し、七月二十日以後でなければ稲の植付けを許さないという方針を

強制した。しかるに偶然大旱魃となって物情騒然たる中に各地に植付け不能の田地が続出したのみならず、その後も引き続き旱天が続いたため稀有の大凶作となって平均五割の減収と称せられた。供出米の過重な割当に喘ぐ農民は、供出米はおるか再生産のための自家用米にも事欠く有様で、土地の実情を無視した無謀な県の指導に対する怨嗟の声は長く続いた。この際における被害の実情等について翌昭和二十年二月二十八日の村会で村長は次のように報告している。

本年(十九年)稲作ハ県ノ発令ニヨリ晩稲栽培ヲ実施シタリ。由来本村ノ実情ニ鑑ミ晩化耕作ノ不相応ニモ(かかわらず)県ノ指示違背シ難ク耕作ニ努メシガ、不幸ノ稀有ノ天候不順、非常干魃ニ遭遇シ水利便ナル部分ノ植付ハ万難ヲ排シテ完了セシモ、水利不恵ノ上田分四十五町歩余ノ植付不能地ヲ出来シ、発育モ亦十分ナラザルニ加ヘ中生分開花時ニ暴風雨ヲ受ケシヨリ、被害甚大ニシテ未曾有ノ凶作トナル。而モ本年供出米割当六百參拾九石、是レニ対シ総収量一千七百拾九石ニ過ギズ、村民ノ食糧米ハ僅カニ八十余日ヲ支ヘ難ク最モ憂慮スル所ナリ。

いかに無謀な強権指導であったかがわかる。

なお旱害については明治二十八年(一八九五)にも大旱魃があって、特に宮ノ川、柚ノ木でははかに幾十箇所もの新井戸を鑿ち、浅き所は「スッポン」と称する揚水機、深き井戸は釣瓶を仕掛けて日夜汲み水を続けた。その結果稲の結実は良好で比較的多量の収穫を挙げることができた。

宮ノ川、柚ノ木はすでにみてきたように古来旱魃の甚しいところで、宮ノ川には正徳時代すでに二つの灌漑用貯水池のあったことが古文書にみえるが、この二つの溜池が現在の上ミの池及び下モの池である。柚ノ木にはその時代の記録はみられないが、現に一ヶ所の溜池があるがこれは目下濁水していて利用されていない。

終戦後における近年の諸災害についてはまだ記憶に新しいところであるが、最近数年間の災害を一瞥するとおおよそ次のとおりである(山村振興部・道・府・県調査報告書による)。

昭和三十八年八月九日 九号台風 頭首工二十九ヶ所、被害額二千万円、水路五ヶ所

同年十月二十四日 十月豪雨 橋梁一ヶ所

十 昭和四十五年八月台風十号

室戸台風(昭和九年九月二十一日)につぐ、超大型台風十号は、昭和四十五年(一九七〇)八月二十一日午前八時すぎ、佐賀町附近に上陸した。台風の勢力範囲は広く、四国から中国一帯をすっぽり暴風雨圏内に巻き込んだ。県下は全域にわたって早朝から猛烈な風雨が吹き荒れ、各地で家屋の倒壊や浸水が相次ぎ、交通機関も陸海空ともいっさい不通となった。

上陸時の中心気圧は九百七十五ミリバール、中心付近の最大風速三十五メートル、室戸岬測候所で午前六時二十五分に瞬間最大風速六十四・三メートルを記録、高知市内でも、同九時に五十四・三メートルと高知地方気象台開設以来の強い風を記録した。

当日、本村では、一時間当り雨量六十ミリ、台風時の総雨量二百七十三ミリを記録
村においては、同日午前五時五十分、三原村災害対策本部を設置し(二十一日十七時解散)緊急警戒体制を整えて待機した。

本村においては、幸い人畜に被害はなかったものの、農産物、公共土木施設等については甚大な被害を受けた。被害状況次のとおり。

被害総額	一六三、五五六千円	被害総額の内訳	一一〇千円
住家被害	一部破損 九六世帯(三一八人)	公立文教施設	—
非住家	三五棟	農林水産業	一四、二九〇
	床下浸水 一六〃(四七人)	公共土木	二五、八六〇

田	流失、埋没	一ヘクタール	小計	四〇、二六〇〃
	冠水	三〇〇〃	農産被害	七七、五六〇〃
	文教施設	二箇所	林産〃	一三、九〇〇〃
	道路	一〃	商工〃	二、二〇〇〃
	橋りょう	八〃	その他	二九、六三六〃
	河川	五〃		
	崖ぐずれ	四〃		
	通信被害	一〇〇〃		
	罹災世帯数	七四六		
	罹災者数	二、六四九		

右被害状況にあらわれているとおり、米作被害は最も甚大であった。九号、十号と二回の被害により、米の品質は極度に低下して、規格外となったものが多く、政府売渡数量において、昨年に比し約五〇%の減少となり、このため、農家の受けた経済的損失は大きかった。